

大阪府立大学工業高等専門学校期限付講師に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 130

最近改正 令和 3. 8. 31 規程 243

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等就業規則(以下「非常勤教職員等就業規則」という。)第 2 条第 4 項の規定に基づき期限付講師に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「期限付講師」とは、非常勤教職員等就業規則別表第 1 の区分の 12 に規定する者をいう。

(労働契約の期間等)

第 2 条の 2 期限付講師の採用は、契約期間を定めて行う。

2 前項の契約期間は、1 の会計年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。)を超えない範囲内で定めるものとする。

3 前項の契約期間は、1 年を超えない範囲内で更新をすることができる。ただし、更新後の契約期間の末日は、その更新をした日の属する会計年度の末日までとする。

4 前項の契約期間の更新は、最初の契約の日から通算して 5 年を超えないものとする。

5 第 2 項から前項までの規定にかかわらず、過去に本法人との間で締結された有期労働契約の契約期間(労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)第 18 条第 2 項の規定の適用を受ける契約期間を除く。)があった場合は、当該期限付の契約期間は、その契約期間を含め、通算して 5 年を超えないものとする。

6 契約期間の更新をすることがある場合には、労働契約の際、更新の可否及びその基準を当該期限付講師に通知するものとする。

(採用の方法)

第 3 条 期限付講師の採用は、競争試験又は選考により行う。

(試用期間)

第 4 条 期限付講師には、理事長が認めた場合は試用期間を設けないことができる。

(給与の種類等)

第 5 条 期限付講師の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

2 給与の額は、労働契約において個別に決定する。

(休暇)

第 6 条 期限付講師の年次有給休暇は、1 年間につき 20 日とし、特別休暇は、正規職員と同様とする。

(非常勤教職員等就業規則の適用)

第7条 期限付講師の就業に関する事項については、この規程に定めるもののほか、非常勤教職員等就業規則を適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3.8.31 規程243）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

（契約期間の特例）

- 2 第2条の2第5項に規定する過去に法人との間で締結された有期労働契約の契約期間には、合併前の公立大学法人大阪府立大学及び合併前の公立大学法人大阪市立大学と締結された契約期間を含むものとする。